

(様式1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市公園施設長寿命化計画の一部改定(案)
意見募集の趣旨	令和2年度に9公園を対象に計画策定しましたが、国土交通省でまとめた「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」では、計画の見直しを概ね5年に1回以上実施することが望ましいとされており、計画策定から5年が経過したため、計画の見直しを図るものです。また、既存計画では対象としていない公園についても遊具等の老朽化が進行していることから、新たに37公園を追加し、更なる施設の老朽化に対する安全対策の強化や将来の改築・更新にかかるコストの縮減・平準化を図るため、計画を改定するものです。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和8年2月16日(月)～3月17日(火)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください(案全般に係る意見の場合はこの限りではありません)。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出：桐生市役所2階公園緑地課へ提出してください(土・日曜日、祝日、年末年始(期間中に含む場合)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。 (2) 郵送：〒376-8501 桐生市役所公園緑地課あてに送付してください。 (3) ファクシミリ：0277-46-2307へ送信してください。 (4) 電子メール：koen@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	特になし
担当	都市整備部 公園緑地課 公園管理係 電話 0277-48-9037(直通)
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。 ・個人情報の扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。